

2025 年 7 月

個人情報保護・データプライバシーニュースレター No.58

欧州最新法律情報 No.35

英国 Data (Use and Access) Act 2025 の成立

弁護士 水越 政輝

弁護士 早川 健

はじめに

2025 年 6 月 19 日、英国において、[Data \(Use and Access\) Act 2025](#)（以下「DUAA」といいます。）が成立しました。DUAA は、英国におけるデータ保護に関する法令を抜本的に変えるものではありませんが、現行法令である、[UK General Data Protection Regulation](#) (UK GDPR)、[Data Protection Act 2018](#)、及び [Privacy and Electronic Communications Regulations 2003](#) (PECR) を改正する内容を含むものであり、英国におけるデータ保護規制に影響を及ぼすものです。DUAA は、公布の日から 12 か月以内に段階的に施行されることが予定されていますが、具体的な施行日は別途規則で定められることとされています。

DUAA は、デジタル ID 認証サービスの整備や、英国におけるデータ保護当局である ICO (Information Commissioner's Office) を新たに「Information Commission」として再編する等、その対象事項は多岐にわたります。本ニュースレターでは、英国において事業を行う日本企業の活動への影響という観点から主な改正内容をご紹介します。

DUAA における主な改正内容

(1) 追加的な適法化根拠の明文化

UK GDPR の下では、個人データを処理するための適法化根拠 (lawful ground) が必要であり (UK GDPR6 条)、その一つとして「正当な利益」(legitimate interest) が規定されています。DUAA においては、正当な利益として認められる場面としてこれまで認識されてきたいくつかの場面が、「認められた正当な利益」(recognized legitimate interest) として明文化されました。例えば、ダイレクトマーケティングに必要な場合、グループ間での内部管理目的に必要な通信、ネットワークや IT システムのセキュリティの確保に必要な場合等が当該「認められた正当な利益」に含まれます。また、このほかにも、国家安全保障、公共の安全、緊急事態、犯罪予防等に必要な場合も適法化根拠として明文化されました。このような事由については、個別に適法化根拠として規定されることにより、これまで正当な利益に依拠して個人データを処理するために必要であったbalancing・テスト等の詳細な評価プロセスを実施する必要がなくなるものと考えられます。

(2) 目的外利用が認められる場合の明確化

UK GDPR の下では、個人データは、収集した際の目的のためにのみ利用されることが原則であり、新たな目的

が当初の目的に整合するものでない限り当該新たな目的での利用は許容されません（UK GDPR5 条 1 項(b)）。DUAA は、いかなる場合に新たな目的での処理が認められるのかを明確にする規定を置いています。例えば、本人の同意がある場合、科学的・歴史的・研究目的の場合、統計目的の場合、公共の安全を確保する目的の場合、緊急事態に対応する目的の場合、管理者が法令上の義務を遵守する目的の場合等が含まれます。

(3) データ主体の権利行使への対応についての追加規定

UK GDPR の下では、データ主体の権利行使については、管理者（controller）は権利行使を受けてから遅滞なく、遅くとも 1 か月以内に必要な対応をとることとされています（UK GDPR12 条 3 項）。DUAA は、ICO のガイドラインを明文化し、データ主体からのアクセスの権利に係る権利行使に応えるためのデータ主体からの追加情報や本人確認情報が不足する場合は、対応期限へのカウントダウンが止まる旨を明確にしました。また、データ主体からのアクセス権に係る権利行使を受けた管理者（controller）は、当該権利行使に対応するために合理的かつ比例的な調査を行えば足りることも明文化されています。

(4) 自動化された意思決定についての条件

自動化された意思決定（automated decision-making）は、UK GDPR22 条を改正し、一定の枠組みの中で自動化された意思決定を活用できるようにするための条件が新たに規定されました。具体的には、DUAA の規律の適用を受ける自動化された意思決定の範囲を明確化し、当該自動化された意思決定を実施するための条件やセーフガード（保護措置）の内容を規定しています。

(5) 子どものデータ保護についての追加的義務

DUAA は、子どもの利用が想定されるオンラインサービスについて、UK GDPR25 条における既存の「データ保護バイ・デザイン／バイ・デフォルト」の義務を一步進め、子どもの要保護性を踏まえてサービスの設計段階からリスクやサポート策を考慮する義務を導入しました。

(6) 越境移転の要件の改正

DUAA は、UK GDPR5 章における越境移転の要件を改正しています。UK GDPR の下では十分性認定（adequacy decision）を受けた国・地域への個人データの移転は包括的に認められていますが、DUAA では、国務大臣（Secretary of State）が別途定める規則において越境移転が許容される要件が規定されることになります。当該規則の下では、データ保護テスト（data protection test）が満たされる場合に越境移転が許容されることになっており、移転先の国におけるデータ保護水準が英国よりも大幅に低い（materially low）ものでない場合はデータ保護テストが満たされることになっています。

(7) cookie 規制についての本人同意の例外拡大とその一方で制裁金の高額化

PECR は、EU のいわゆる ePrivacy Directive に基づいて制定されていた英国法であり、cookie 等の情報を個人の端末に保存する場合又は収集する場合は、原則として本人の同意を要求しています。DUAA は、本人の同意なく cookie 等の情報を保存又は収集できる場面が拡大し、統計目的で情報を収集する場合、ユーザの設定したウェブサイトの外観や機能を提供するために必要な場合、ユーザからの緊急の支援要請に応じて位置情報にアクセスする場合があります。

他方、PECR の違反については、UK GDPR の水準と合わせ、最高で 1,750 万ポンド又は全世界売上高の 4% の制裁金が課されることになりました。

日本企業への影響

英国におけるデータ保護規制は、Brexit 以降も概ね欧州の GDPR と同様の規律が設けられており、日本企業に

においては、GDPR への対応と同様の対応を行う整理を行ってきたものと思われます。DUAA は、個人データを取り扱う事業者にとって好ましい方向での改正が多いものの、GDPR とは異なる規律や要請も含むものであり、また、DUAA の施行により欧州の GDPR における規律から乖離する部分も生じるため、英国独自のデータ保護対応の要否についてより実質的な検討が必要になってくるものと思われます。そして、ICO では、DUAA による UK GDPR の改正事項についてウェブサイト上で[サマリー](#)を示し、かつ今後もガイダンスをアップデート等していく旨を[公表](#)していますので、このような資料も参考になるものと考えられます。

また、英国との間の個人データの移転については、現状は EU や日本との関係では十分性認定によって互いに自由な個人データの移転が可能になっていますが、DUAA による改正により、引き続き十分性認定が維持されるのか、英国への個人データの越境移転について何らかの影響が生じることがないか、状況を注視する必要があります。

2025 年 7 月 23 日

[執筆者]



水越 政輝（弁護士・パートナー）

masaki_mizukoshi@noandt.com

国内外の M&A 取引、プライベート・エクイティ投資、買収ファイナンス、金融取引を中心に、企業法務全般にわたりリーガルサービスを提供している。新規事業分野に関わる各種取引、マイノリティ出資、ジョイントベンチャー案件にも多くの経験を有するほか、欧州、米国、アジアを含むグローバルなデータコンプライアンスやサイバーセキュリティに関する案件も多く手がける。2009 年中央大学法学部卒業。2017 年 Columbia Law School 卒業（LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar）後、ニューヨーク州弁護士資格を取得。2017-2018 年 Covington & Burling LLP（Washington, D.C.）勤務。



早川 健（弁護士・カウンセラー）

takeshi_hayakawa@noandt.com

個人情報保護、危機管理・コンプライアンスの案件を中心にリーガルサービスを提供している。個人情報保護委員会事務局での在任中は、欧州、米国、アジアなど世界の個人データ保護法令の動向についての情報収集等を担当。2006 年東京大学法学部卒業。2009 年早稲田大学大学院法務研究科修了。2010 年長島・大野・常松法律事務所入所。2016 年 Duke University School of Law 卒業（LL.M.）。2017-2018 年ヤフー株式会社（現 LINE ヤフー株式会社）勤務。2018-2020 年個人情報保護委員会勤務。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]

鈴木 明美 パートナー
akemi_suzuki@noandt.com

森 大樹 パートナー
oki_mori@noandt.com

水越 政輝 パートナー
masaki_mizukoshi@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T Data Protection Legal Update ～個人情報保護・データプライバシーニュースレター～の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/nl_dataprotection/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-dataprotection@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようをお願いいたします。